附録第七号番号２、８、11、12、14、16、17、21、27、33から37まで、39、41、45、47、51、62、65、68から72まで、76、79から81まで、84、88、90から92まで、94、102、104、106、118、119、140、147、150、154、157、165、167、170、183、188、189、191、192、194、195、198、205及び207中「区長から送付」を「区長から通知」に改める。

附録第七号番号６中「市長から送付」を「市長から通知」に改める。

付録第二十四号中「【認知日】令和５年１月７日」を「【認知日】令和７年１月７日」に、「【送付を受けた日】令和５年１月10日」を「【通知を受けた日】令和７年１月10日」に、「【届出日】令和５年１月15日」を「【届出日】令和７年１月15日」に、「【親権者を定めた日】令和５年１月20日」を「【親権者を定めた日】令和７年１月20日」に、「【民法817条の２による裁判確定日】令和５年２月12日」を「【民法817条の２による裁判確定日】令和７年２月12日」に、「【届出日】令和５年２月15日」を「【届出日】令和７年２月15日」に改める。

付録第二十五号２、６、８、11、12、14、16、17、21、27、33から37まで、39、41、45、47、51、62、65、68から72まで、76、79から81まで、84、88、90から92まで、94、102、104、106、118、119、140、147、150、154、157、165、167、170、183、188、189、191、192、194、195、198、205及び207中「【送付を受けた日】令和５年１月10日」を「【通知を受けた日】令和７年１月10日」に、「【届出日】令和５年１月15日」を「【届出日】令和７年１月15日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和六年三月一日）から施行する。

（届書等の保存に関する経過措置）

第二条　この省令による改正前の戸籍法施行規則第四十八条第二項の規定によって送付された書類の保存については、なお従前の例による。

（請求することができる書面等に関する経過措置）

第三条　戸籍法第百二十条の二第一項の規定により第十条第一項又は第十条の二第二項の請求（本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対してするものに限る。）をする場合においては、当分の間、戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面に限り、請求することができるものとする。

２　戸籍法第百二十条の三第一項の規定により第十条第一項又は第十条の二第二項の請求をする場合においては、当分の間、戸籍又は除かれた戸籍に記録された事項の全部を証明した電磁的記録に限り、請求することができるものとする。

○法務省令第六号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十六日

法務大臣　小泉　龍司

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（委託事務費）	
第六条　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。	
東京都の区の存する地域	四、六七二円
町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	四、五六三円
さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	四、五三六円
神戸市	四、四五五円
小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	四、四〇〇円
仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市	四、二九二円

改正前	
（委託事務費）	
第六条　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。	
東京都の区の存する地域	四、五七一円
町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	四、四六六円
さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	四、四四〇円
神戸市	四、三六一円
小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	四、三〇八円
仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市	四、二〇三円